

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸出申告書（C - 5010）</p> <p>&lt;記入上的一般的事項&gt;</p> <p>～（省略）</p> <p>&lt;申告書上段の記載要領&gt;</p> <p>申告が積戻しに該当する場合は、「輸出申告書」の文字を「積戻し申告書」と訂正する。</p> <p>「輸出者住所氏名印」の項には、代理人が申告する場合には輸出者の押印の必要はないが、輸出者が自ら申告する場合は、押印する。</p> <p>「仕向人住所氏名」の項には、原則として、輸出される貨物に係る仕入書に荷受人等として記載されている者等の取引上の当事者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。ただし、当該貨物を実際に受け取る者が仕入書に荷受人等として記載されている者と異なる場合であって、当該者が判明している場合には、実際に貨物を受け取る者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載するものとする。</p> <p>（省略）</p>	<p>輸出申告書（C - 5010）</p> <p>&lt;記入上的一般的事項&gt;</p> <p>～（同左）</p> <p>&lt;申告書上段の記載要領&gt;</p> <p>申告が積戻しに該当する場合は、「輸出申告書」の文字を「積戻し申告書」と訂正する。</p> <p>「輸出者住所氏名印」の項には、代理人が申告する場合には輸出者の押印の必要はないが、輸出者が自ら申告する場合は、押印する。</p> <p>「仕向人住所氏名」の項には、輸出される貨物に係る仕入書に荷受人等として記載されている者等の<u>外国における</u>取引上の当事者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。</p> <p>（同左）</p>